

報



告

平成16年度 北海道医師会少子化対策シンポジウム(2)

—こどもたちは北海道の希望です—

◇地域保健部◇

シンポジウムⅡ
北海道におけるモデル事業の実施状況
について（中間報告）

(1) 特別支援教育の現状と課題

北海道教育庁生涯学習部小中・特殊教育課
特別支援教育指導グループ主幹

福井 一之

これまで障害のある子どもの教育は、盲・聾・養護学校や特殊学級などの場において、障害の種類や程度に応じて、きめ細かな指導を行ってきておりますが、今、障害のある子どもをめぐっては、大きく情勢が変わってきております。

盲・聾・養護学校など学校教育が大変充実し発展してきておりますとともに、社会のノーマライゼーションの理念の進展、医学・医療の進歩、障害者の社会参加の促進、そして措置費としての補助制度から、自分でサービスを選ぶ支援費制度など、福祉施策にも大きな進展が見られるようになっております。

盲・聾・養護学校などにおいて、教育を受けている子どもの現状についてであります。平成5年度では、学校教育を受けている全体の約0.97%がいわゆる特殊教育を受けておりました。10年後の平成14年度には、約1.5倍の1.47%に増加しております。

また、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒の障害の状態を見ますと、障害の重度重複化の傾向が顕著になっており、在籍者のうち約半数が重複障害であります。特に、肢体不自由養護学校では、約75%が、重度重複障害のある児童生徒が占めている実態にあります。

さらに、一昨年、国が行った調査によりますと、小中学校の通常の学級には、LD、ADHD、

高機能自閉症等の児童生徒が、約6%程度いる可能性があることが分かってきております。

このように、対象となる児童生徒の量的な拡大傾向や多様化による質的複雑化も進行している状況にありますとともに、指導者の専門性の向上や関係機関との一層の連携が求められるなど、教育の基本的な考え方を転換する必要性がありました。

その情勢の変化を踏まえて、昨年、3月に文部科学省が設置しておりました調査研究協力者会議は、「今後の特別支援教育のあり方について」の最終報告を公表しました。

提言の中では、基本的な方向として、障害の種類と程度等に応じ、特別の場で指導を行う特殊教育から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換を図ることが必要であることが示されています。

その解説を読みますと、特別支援教育とは、「従来の特殊教育の対象だけでなく、小・中学校に在籍している通常の学級に在籍している学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や支援を通じて必要な支援を行うものである」と定義されています。

従いまして、特別支援教育における対象は、これまでの特殊教育の対象であった盲・聾・養護学校や小中学校の特殊学級、通級指導教室の児童生徒に加えて、新たに通常の学級に約6%程度いるといわれるLD等の児童生徒も含めて、指導の対象とすることになったわけです。

最終報告では、特別支援教育を進める上での基本的な考え方として、

1つには、個別の教育支援計画を策定すること。

2つ目に、学校に特別支援教育コーディネーターを配置すること。

3つ目に、部局横断型の特別支援連携協議会等を設置する。

等の3つの具体的な提言を行っています。

まず、多様なニーズに適切に対応する仕組みとして、生涯にわたって支援するための個別の教育支援計画の策定は障害者基本計画において規定されている個別の支援計画に基づいているものであり、就学前から卒業後まで、一貫した支援を行うため、関係機関と連携して計画を立てていこうというものです。

次に、特別支援教育コーディネーターについて、盲・聾・養護学校や小中学校において、学校内外の連絡調整や関係機関との連携の窓口、保護者との相談の窓口などを担うものとして位置づけられ、特別支援教育を推進するために重要な役割を果たすキーパーソンとして期待されています。

次に、広域連携協議会は、地域において、子どもたちの多様なニーズに対応し、総合的な教育的支援を行うため、福祉、医療、労働、教育等の行政部局が大学や親の会などのNPOと連携協力し、特別支援教育をそれぞれの地域で支える参加型ネットワークを形成することです。

これまでもさまざまな場面で連携しているわけですが、今後はより一層、地域において研修、情報交換、相談支援など具体的な方策を検討し、実施していくことが求められています。

次に、特別支援教育を推進するための学校のあり方として、最終報告では、次のような提言を行っています。

まず、盲・聾・養護学校ですが、現在は、視覚障害や知的障害などそれぞれの障害種に応じた学校を設置することとなっています。提言では障害種にとらわれない学校設置、仮称ですが、特別支援学校を制度上可能にすることや、これまでの教育上の経験やノウハウを生かし、小中学校等への支援を担うことができるよう、地域の特別支援教

育のセンター的機能を付与することを提言しています。

次に、小中学校の体制ですが、これまで特殊学級や通級による指導教室という場において、指導を行ってきていましたが、先ほど来のLD等を含め、すべての障害のある子どもを対象にすることになりましたことから、学校としての全体的、総合的な対応ができるように、個別の教育支援計画の策定や、コーディネーターを配置するとともに、通常の学校に在籍したうえで、必要な時間のみ、これも仮称ですが、特別支援教室の場で、特別の指導を受けることを可能とする制度に一本化すること等が提言されました。

文部科学省では、平成15年度を特別支援教育元年と位置づけて、この提言を背景にさまざまな施策を展開しています。現在、中央教育審議会において、特別支援教育への転換を図るための制度的な問題について、盲・聾・養護学校制度の見直しや、小中学校における特別支援教育の推進体制の整備などについて審議が行われており、予定では年内にも中間報告、年度内に答申の予定となっています。

なお、審議経過から見ますと、先ほど説明しました盲・聾・養護学校が特別支援教育のセンター的機能を有し、障害種にとらわれない学校設置が可能とすることについては、最終報告の提言どおり、特別支援学校となるようですが、小中学校の体制については、特殊学級や通級による指導については、現在の仕組みをすぐになくすることはなく、弾力的に運用しながら、特別支援教室については、実現に向けて、今後研究していくというような状況にあるようです。

このような動向の中、最も緊要なこととして、通常の学級に在籍しているLD等の児童生徒は、これまで指導の対象として認識されていなかったことから、現制度を変えることなく早急に取り組むことが重要であるとの認識のもと、全国において特別支援教育推進体制モデル事業を展開しています。

この事業は、平成19年度までにすべての小中学校において、LD等の児童生徒に対する支援体制の整備を目指すものとして位置づけられていま

す。

本道では、札幌、千歳、岩見沢の3市をモデル事業の地域に指定して実践研究に着手しています。このことは、のちほど札幌市教育委員会の池上先生のほうから詳しく説明がありますので、そこにゆだねたいと思います。

さらに本年度からは、60校ある本道のすべての公立盲・聾・養護学校を地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす推進校として指定し、地域の小中学校へ、教育相談や研修などの支援を行うとともに、乳幼児期から一生涯にわたり、一貫して支援を行うための個別的教育支援計画の策定に向けた検討も進めています。

特別支援教育への転換が示されたこの1年半、各方面では、それぞれの受け止め方、またたくさんのご意見をいただいているところです。盲・聾・養護学校の関係者は、特に、これまでの教育実践を評価され、さらにセンター的役割を担うこととなり、培ってきた専門性について、一層高めていかなければならないとの思いがあります。また、保護者からは特別支援学校となった場合、地域の学校に通えるようになるのではないかというような期待の声も寄せられているところです。

一方、小中学校における教育については、LD等の指導の必要性は十分に理解できるが、そのための校内体制づくりや専門的指導への不安、特殊学級の今後のあり方に対する不安などの声が寄せられるとともに、LD等の児童生徒の保護者からは、きわめて大きな期待がかかっているところです。

道教委の取り組みを少し紹介いたします。

まず、今紹介いたしましたモデル事業に取り組みとともに、特別支援教育の考え方等について、各種研修会や会議、さまざまな機会をとらえ、教育関係者をはじめ、多くの方々の理解を図るための取り組みを進めています。

また、小中学校においてLD等についての理解を促進するための教師用の指導資料も作成し、各学校の積極的な取り組みを支援できるように努めています。

これらの資料は、北海道立特殊教育センターのホームページにも掲載して、広く情報発信をして

います。

特に、特殊教育センターのホームページには、特別支援教育に関する最新の情報を豊富に用意しておりますので、是非、ご活用していただければと思っています。

さらに、北海道教育庁内に、ワーキンググループを設置して、本道にふさわしい特別支援教育のあり方について検討を進めているところですが、国の制度改定に向けた動向を踏まえながら、制度の円滑な導入が図られるよう、取り進めてまいりたいと考えています。

今、私どもができることは、まず、小中学校の通常の学級には、すでに一定の割合でLD等の児童生徒が在籍して、学習面や生活面で困っている状況があることから、学校内においては、教職員や保護者等が、LD、ADHD等の障害を理解し、みんなでこの子どもたちを気づいてやるのが大切です。そのためには、校内研修を実施するほか、校内委員会やコーディネーターを位置づけて、学校の体制を整備すること、また、盲・聾・養護学校や医療機関など地域の関係機関の把握や、または連携など、今からでもできることではないかと考えています。

また、先ほど紹介しましたように、北海道には60の盲・聾・養護学校がありますが、それぞれの地域において学校間、そして関係機関とのネットワークづくりを進めています。

障害のある子どもに対する地域における総合的な支援のための体制づくりを各地で進めているところですので、これも参照していただければと思います。

最後になりましたが、今後、障害のある子ども一人ひとりの自立や社会参加を支援していくためには、これまでの特殊教育のよさを生かし、継承発展させるとともに、新たなシステムづくりや制度の再構築を目指すことが必要であることから、行政や学校はもちろん、家庭や地域社会においても意識改革が重要であると考えております。

皆さま方のご理解とご協力をいただくことをお願いいたしまして、私の話を終わらせていただきます。

シンポジウムⅡ 北海道におけるモデル事業の実施状況 について（中間報告）

(2) 札幌市における「特別支援教育推進体制モデル事業」の実施状況

札幌市教育委員会学校教育部指導室
指導担当係長

池上 修次

LD等の子どもたちが学んでいる小中学校を設置している札幌市の立場から、主に小・中学における特別支援教育の推進にあたりまして、いくつかお話をさせていただきます。

スライドでお話を進めていきたいと思っておりますが、その前に、小中学校における特別支援教育を推進するに当たって、念頭に置いていること、言い方を変えると課題としてとらえている部分にもなりますが、そのことを3点、提示させていただきますので、ご一緒にテーマとしてとらえていただいで、考えていただければと思います。

まず、1点目として、これは当たり前のことですが、学校教育ですから、実際、子どもを支援する、子どもと直接触れ合って、支援や指導をしていく学校や幼稚園が、そこがきちんと理解と対応ができなくてはならないというのは誰しもが思うところですが、その部分をまず中心に据えながら、今後の体制整備を図っていきたくと考えています。

国は今、いろいろ制度の改正等を検討していますが、いわゆる仮称でいわれている特別支援教室が何らかの形で導入されたとしても、学校全体として子どもたちを育てていくという、学校全体の相談・支援機能が発揮されていなければ、特別支援教室のシステムだけがポンと入ってきて、それは十分に活用できないだろうと考えています。

どんな制度が今後導入されてこようとも柔軟に対応できるようにするためには、その土台づくりとして、やはり学校が特別支援教室の推進をできる体制をいち早く整えることが、今は喫緊の課題ととらえています。

2点目ですが、それを支えるシステムと申しますか、学校、本人、それから本人の保護者に対し

て、継続して支援をしていくために、どういう相談支援体制を作っていくかということが非常に大事だと考えています。

直接、子どもを支援する学校、そしてそれをさらに支える行政、関係者の協力のもとでのシステム、それを構築していくことが大きな課題です。

そして3点目ですが、一人ひとりのニーズに応じることについて一緒に考えていただければと思っております。私の個人的な考え方で申し訳ありませんが、常日頃から課題意識として頭の中で考えていることがありますので、この場でお話しさせていただこうと思います。

「札幌市特別支援教育基本計画」では、一人ひとりのニーズに応じるとか、また応じた多様な教育の展開ということで、いろいろと施策を掲げております。本日のテーマである軽度発達障害がある子どもについても、もちろんこの一人ひとりのニーズに応じるという観点から、今後、制度の充実とか施策の展開を図っていこうと思っておりますが、これらの子どもたちは基本的には通常の学級に在籍し、学んでいる子どもたちです。これらの子どもたちに対して、通常のプログラムをベースとしながら、特別な支援や、あるいは配慮を行っていくという考え方でいくことは、言うまでもなく当然のことであると思っておりますが、中には、やはり実際の教育的対応としては、その子なりの特別なプログラムを導入していかなければ、本当の意味でニーズに応じた教育が難しいお子さんもいるというのは、実際、学校教育の現場を預かるものとして、常に思っているところです。

ですから、非常に多様な子どもたちにどう学校教育が対応するか、それは、私もこの担当の立場として、非常に今、頭を悩ませ、非常に大きな課題としてとらえながら進めているところです。

札幌市では障害のある子ども、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの教育を今後、どう展開していくかという基本的な方向性を定めるために、平成15年3月に札幌市特別支援教育基本計画というものを策定しました。

2つの方向性と4つの基本的な視点のもとでいろいろな施策を掲げていますが、この中で、「札幌市学びの支援プラン」という施策というか、1つ

の大きな考え方があります。特に、小中学校、あるいは幼稚園において、LD等の子どもたちも含め、特別な支援を必要とする子どもたちにどう対応していくかという大きな総合的なシステムと考えていただければと思います。学校には校内学びの支援委員会というものを設置する。そしてそのもとで教育の支援計画を作成する。それを支援するために、札幌市全体の取り組みとして、これは教育だけの取り組みにはならない部分もありますが、総合的に学校を支援する取り組みとして、札幌市学びの支援委員会、あるいは、研修体制、教育相談の充実などの施策を掲げています。

現在、特別支援教育推進体制モデル事業を受けていますが、まさに、このモデル事業を通して、こういうプランを現実の形として、どう行っていくかということ調査研究しつつ、ある意味では体制整備をしている段階です。

今お話したことを簡略化した構造図で示すと、スライド画面のようになろうかと思います。あくまでも、学校がどう子どもに対応するか、そのために学校が発揮する機能を高めるということを中心に据えながら、札幌市学びの支援委員会とか教育センターがそれをサポートしていく。さらには、もっと大きな意味で、諸々の関係機関と一緒にどう支援していくかということこれから大きな柱組みとして、つくろうとしているところです。

今、札幌市学びの支援委員会という言葉を使わせていただきましたが、これまでは、札幌市就学指導委員会ということで、それに限ったことではありませんでしたが、どうしても今までは就学の場合、特殊学級だとか、盲・聾・養護学校だとか、就学の場合をどこにするかという判断をするための機能が中心となっていた札幌市就学指導委員会を学校や保護者、そして本人を支援できる体制として、札幌市学びの支援委員会という名称に変えるとともに、機能の拡充、再構築を図ったところです。

先ほどからの特別支援教育の説明でもお分かりのとおり、これからは継続して、本人に対する相談支援を行っていく。そういう考え方のもとで、ここに掲げているような業務といえますか、機能

を発揮できるように考えているところです。また、のちほどふれたいと思います。

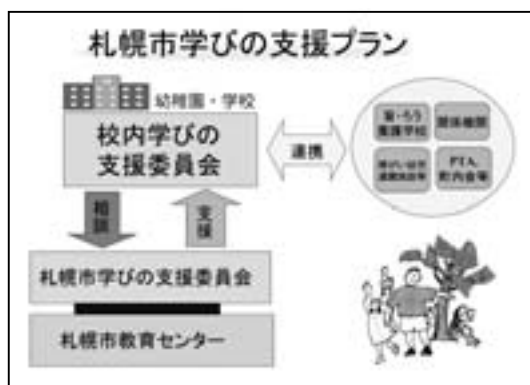
平成15年の10月、すべての小中学校に校内学びの支援委員会を設置しました。これはモデル事業の一環としての取り組みとも重複していますが、これまでは、校内就学指導委員会という組織がすべての小中学校にありました。これはどちらかというと、就学の場合の変更に係わる相談が中心でしたが、これからは、もっと機能をきちんと発揮できるようにということで、学校全体として校内における支援を行っていくのだと。それを明確化するということで、名前も変えましたし、その機能の拡充も図ったところです。

今日のテーマであります特別支援教育推進体制モデル事業について、ご説明申し上げます。

2年間の取り組みとして、現在、2年目、1年半ぐらいが経過したところです。

この事業は、専門家チームを設置するという。それから巡回相談を実施するという。それを通して学校を支援するという取り組みです。

それから、すべての小中学校に校内委員会、札幌市で言うと、校内学びの支援委員会という名称ですが、それを設置して学校全体として障害のある子ども、LD等の子どもたちへの対応を図っていくということ。それから、これも新しいネーミングですが、特別支援教育コーディネーター、これもすべての小中学校に、そういう役割を担う先生を指名するという体制づくりをしながら、そのあり方について調査研究を行っているところです。



札幌市としてのいろいろな取り組みの中で、札幌市学びの支援委員会についても少しお話ししますが、その中の1つの機能として、学びの支援委員の学校への派遣という機能があり、モデル事業では巡回相談の実施ということになります。それからサポートチーム会議の開催という機能がありますが、それについては、専門家チームの設置につながるものとしてとらえていただければと思います。

この巡回相談、あるいは専門家チームについてですが、構成メンバーとしては、医療の関係からは、医師。心理の関係からは、心理の専門家。学校関係としては教員が中心で構成していますが、各専門の分野の方が一堂に会して、いろいろ子どものことを検討するという意味では、子どものプロフィールを明らかにした上で、さらに学校に対して、どう対応するかという基本的な方針を出すことを機能としていますので、今後、非常に有効かと思っています。

巡回相談も同じように、何か困難な事例がある学校がありましたら、そこに相談員が派遣される形で学校訪問し、学校とのいろいろな相談の結果として、専門家チームの中で検討、あるいは第三者の機関を紹介、そういうコーディネートの機能を果たす立場にあり、そういう機能も、今後、どう発揮していくべきかというあたりを今、調査研究しているところです。

現実には、札幌市には、小中学校合わせて303校あります。180万都市で303校の学校を抱えているということは、皆さんご存じだと思いますが、今やっているモデル事業の範囲では、すべての学校を対象にはしていますが、モデル事業の中での専門家チームですとか、あるいは巡回相談を残念ながら303校全部にはできない状況です。月寒小学校、八軒北小学校、真駒内中学校の3校に協力をお願いして、重点協力校として、今いったようなところの調査研究をさせていただいております。

なお、全ての学校に共通した部分としては、先ほどから言っていますように、すべての小中学校に校内委員会を設置したこと、それから、特別支援教育コーディネーターを位置づけて、校内の体

制整備を図っているということです。

次に、学校内の体制として校内学びの支援委員会というものを設置し、3つの機能を持たせています。

教育的支援のあり方の検討が最終の業務の目標になりますが、そのために、まずは保護者も含めて、子どもに係わるいろいろな機関と連絡調整をしながら、子どもの情報を収集したり、あるいはそれを教育支援のあり方の検討に役立てるということを業務としています。それから、教員の資質を向上させることが、今求められておりますので、校内研修を実施するというのも業務として位置づけております。そして、一人ひとりの子どもに必要な教育的支援のあり方を検討することです。大変、平たい言い方をしますと、担任の先生が一人で抱え込み、悩むのではなくて、それを学校全体として、システムの中で解決していくことを目指しています。そういう体制をつくることを今、札幌市としてすべての学校で取り組んでいるところです。

その中で特別支援教育コーディネーターの役割ですが、校内学びの支援委員会、先ほど3つの業務を説明しましたが、これを推進していくための中心となる役どころと考えていただきたいと思います。

推進役ということで、たとえば担任の先生が何か悩みを持っていたら、その悩みを聞き取り、聞いた結果として、もっと保護者の方と連携を図ったほうがいいのか、あるいは、実際、子どもの関係機関と連携を図って情報収集したり、あるいは、支援方策をお聞きするか、そのようなことを連絡調整、あるいはどう対応していくかということを企画立案するための中心となる役割を担う者として学校に位置付けたところです。

正直なところ、今までこういう概念というのはなかったので、初めてこういう立場になった方は、非常に戸惑いもありましたが、1年間、研修等を積み重ねてきておりますので、今は非常に積極的に、子どもの支援にあたってくださるコーディネーターの先生が非常に多くなっています。

いずれにしても、今後、このことについては研修等を通して、あるいは実践を積みなが

ら、さらなる専門性の向上を図っていくことが課題ととらえています。

当たり前のことですが、最後は子どもに返っていくわけですから、学校が子どもについての個別の教育支援計画を策定するというのが、最終的な目標になります。児童の困っている点をどう把握するか。目標を設定し、いつ、どこで、だれが、どのように支援をしていくか。あるいは、それを評価して、また次への支援につなげていく。これは学校としての教育の営みですので、それを担任の先生だけではなくて、学校全体としてやっていこうということを、いま現在モデル事業を通して進めているところです。

これまでのお話では、学校が中心ということをやっと強調してきましたが、教員の研修ということも、非常に大事な課題です。特に、特別支援教育のコーディネーターの養成は、正直なところ、養成した上で、こういう機能を発揮できるようにするという方法ではなく、養成しながら、少しずつその機能を充実していくという考え方のもとで、喫緊の課題ということもあり進めています。昨年度もコーディネーターの養成研修を行っていましたが、今年度もこれから11月に行う予定です。また、どの先生方もそれぞれの立場で特別支援教育に係わる研修ということを校内、あるいは教育センターの研修等で行っており、この1年間で、私の個人的な感想も含めてですが、かなり浸透していますし、進んできているのではないかと考えています。

モデル事業に取り組み始めまして、約1年半がたちます。実際にこういうシステムを作って動き出してからは、まだ、1年ぐらいいろく経過しておりませんが、十分とは言えないまでも、着実に体

制づくりが進んでいるのかとと思っているところで

す。これからの課題は、これらのシステムをどのようにネットワークよく展開させるかということです。巡回相談とか専門家チームについては、人を集めてなにかをする時には、やはりいろんな意味で時間がかかります。事務的にもいろいろかかります。それをどこかの学校、どこかの子どもが困っている時に、どうやって時間をかけないで専門家がきちんと学校をサポートできるようにするかということ、これから今回のモデル事業の成果を踏まえながら、あるいは課題を整理しながら考えていくことが、今、求められていることです。

最後になりますが、札幌市では「学びの手帳」というものを札幌市特別支援教育基本計画の施策の1つとして掲げており、この9月に、これからどんどんバージョンアップを図っていくこととなりますが、第1号を発行いたしました。ファイルの中に子どもの成長の記録ですとか、あるいは指導目標、そしてその結果を記入する欄などを設けています。それから、今まで子どもがかかわってきたいろいろな機関の記録、指導とか成長の記録、これは学校教育でも同じです。これらをやっとファイリングして蓄積していこうとするものです。そして、それが、縦にも横にも、その資料を次の方が活用すること、あるいは一緒に活用できるようにすることで、子どもを総合的に支援していくひとつのきっかけにならないだろうかという観点から、「学びの手帳」を発行したところです。

具体的には教育センターで相談を受けたお子さんを対象に、秋から配布し始めていますので、何かありましたら、教育センターのほうにお問合せいただければと思っております。

お知らせ 「今月のKEY WORD」は、今号の掲載を休ませていただきます。